

令和6年度

(2024年度)

事業計画書(案)

社会福祉法人緑水会

# 社会福祉法人 緑水会

## 1. 基本理念

社会福祉法人緑水会は、地域に暮らす高齢者、障害者、子供たちに地域で暮らせる安心と信頼を提供し、共生できる地域づくりに貢献することを目標に、地域の福祉創造パートナーとして、社会福祉法人としての充実を目指す。

ご利用者一人ひとり、地域の方々一人ひとりに信頼され、利用される施設をめざし、地域ニーズを尊重し、可能性の実現と生活の質の向上に努めることを目標とする。

過疎化地域の中で社会福祉の拠点となるべく、役職員ともに地域社会の一員としての自覚と目標をもち、常に誠意を持って質の高いサービスが提供できるよう、地域行政、保健、医療等関連分野との連携を強化し、地域福祉の向上に努めることを基本理念とする。

### — ミッション（使命） —

- ・ 地域の福祉創造パートナーとして
- ・ 地域で暮らす高齢者・障害者・子供たちに
- ・ 地域で暮らせる安心と信頼を提供し、共生できる
- ・ 地域づくりに貢献する社会福祉法人を目指す

## 2. 経営の方針

少子高齢化、単身世帯の増加、雇用環境の変化により高齢者・障害者・子どもへの虐待、経済的な貧困、地域の中での孤立化など福祉課題・生活課題が多様化・複雑化するなか、社会福祉法人の役割は重要となっている。

このような、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応しながらの各施設の事業状況や財務状況等が適正かつ公正であるよう、経営に係る重要事項の議決機関である評議員会、業務執行に関する意思決定機関としての理事会、理事の職務執行や財務状況を監査する監事監査をそれぞれの権限・責務・責任の下に開催していく。また、施設が所在する檜原村・あきる野市（行政）や近隣の法人・施設・事業所等と連携を図り地域住民が抱える福祉ニーズを把握し公益的な取り組みも努めていく。

### 3. 事業の方針

昨年度、新型コロナウイルスの分類が2類から5類へ引き下げられ、各施設とも縮小や中止した事業等を徐々に戻しながら進めてきた。今年度も、感染予防及び感染状況を把握しながら、コロナ禍以前のように事業等を戻していく。

都道開設に伴う『ひのきのその』移転事業について、東京都へ補助金申請した結果、昨年度末に内々示が出たので、檜原村・あきる野市・東京都・地域住民の方々等と調整を図り、ひのきのそのの建設を進めていく。

法人として、今後とも、下記事業を維持継続してゆくこととする。

#### (1) 介護老人福祉施設「桧原苑」の経営

特別養護老人ホーム桧原苑

短期入所生活介護事業桧原苑

桧原苑居宅介護支援事業所

障害者短期入所桧原苑

#### (2) 「ひのきのその」の経営

就労継続支援B型事業所 ひのきのその

相談支援事業所 ひのきのその

(檜原村障害者等・指定一般・指定特定・指定障害児)

檜原村地域自立支援協議会事務局運営

#### (3) 生活支援センター「フィレ」の経営

精神障害者地域生活支援センターフィレ

(地域活動支援センターI型事業)

あきる野市障がい者基幹相談支援センター

(障がい者基幹相談支援事業・障害者等相談支援事業)

あきる野市障がい者相談支援センター

(指定一般・指定特定・指定障害児)

あきる野市障害者虐待防止センター

(あきる野市障害者虐待防止センター事業)

あきる野市地域自立支援協議会事務局運営

#### 4、法人理事会、評議員会、監事監査実施計画

各事業所の運営状況に注視し、法律改正、行政状況等を把握しながら、法人の基本理念に従い、地域福祉の拡充を目指してゆく。下記の日程に従い、理事会、評議員会、監事監査を開催してゆくこととする。

##### 令和6年度（2024年度）理事会の開催

開催月	会議名	主要議題
令和6年6月	第1回理事会	令和5年度 事業報告、会計報告、ひのきのその建替えに伴う審議、他
10月	第2回理事会	補正予算案、ひのきのその建替えに伴う審議、他
12月	第3回理事会	補正予算案、ひのきのその建替えに伴う審議、他
令和7年3月	第4回理事会	令和7年度 事業計画、予算案審議
随時	理事会	必要事項の協議、評議員会議題検討

その他、状況により、随時理事会を開催し、業務について審議することとする。

##### 令和6年度（2024年度）評議員会の開催

開催月	会議名	主要議題
令和6年6月	第1回評議員会	令和5年度 事業報告、会計報告、ひのきのその建替えに伴う審議、他
10月	第2回評議員会	補正予算案、ひのきのその建替えに伴う審議、他
12月	第3回評議員会	補正予算案、ひのきのその建替えに伴う審議、他
令和7年3月	第4回評議員会	令和7年度 事業計画、予算案審議
随時	評議員会	必要事項の協議、議題検討、理事審議

その他、状況により、随時評議員会を開催し、業務について審議することとする。

##### 令和6年度（2024年度）監事監査の開催

開催日	会議名	主要議題
令和6年5月	監事監査	令和5年度 事業、会計業務監査
6月	監査報告	理事会出席、令和5年度 監査報告
6月	監査報告	評議員会出席、令和5年度 監査報告
随時	理事会、評議員会	理事会、評議員会、常時出席監査

その他、随時理事会、評議員会に出席し、業務について監査することとする。

令和6年度

(2024年度)

事業計画書(案)

特別養護老人ホーム 桧原苑

# 令和6年度 事業計画

## 特別養護老人ホーム 桜原苑

### 1. 基本目標

以下の三つの『Shin』を基本目標とし、全役職員が共通認識のもと、一丸となりその達成に努力する。

- 信・・・信頼される施設創り
- 真・・・真摯なサービスの提供
- 心・・・心のこもった介護と看護

### 2. 事業方針

職員一人ひとりが施設目標である『信・真・心』及びユニットケアの理念である『暮らしの継続（ご利用者本位のケア）』を念頭に、ご利用者が“安心・安全・安住”できるよう努めると共に、職員全員が“自分や自分の家族が利用したい”施設を目指す。また、日々変わる社会情勢の中で、変化に対応できる新たな組織風土を構築すべく、施設全体で様々な課題に取り組んでいく。

昨年度、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけの変更（5類感染症）に伴い、徐々にコロナ前の生活に戻すよう努めてきた。また、高齢者虐待や不適切ケアへの取り組みに於いて新たな課題が表出した。今年度、人権や尊厳を守り、質の高いサービス提供に向けて、職員個々の「コミュニケーション力（伝え方含む）」や「共感力（傾聴含む）」に着目した人財育成及び他職種連携を強化していく。

桜原苑は「終の棲家」となるべく、入居した日から『看取りの視点をケアに』を念頭に“心地良い空間創り”“寄り添うケア”“個人として尊重するケア”を提供していく。また、令和6年度の介護報酬及び運営等に関する基準の改正に伴い、適正な運営を行うべく、医療機関との連携強化・生産性向上の取り組み・各種加算への対応等の見直しを図っていく。

社会福祉法人に求められる活動において地域が抱える複雑化・複合化した課題への取り組みとして、利用者負担額軽減制度(社会福祉減免制度)や通所介護及び配食弁当の提供や生活困窮者の就労支援などを通して地域に貢献していくと共に、公正性や透明性を欠くことなく経営を行っていく。

#### 【重点課題】

- ・高齢者の尊厳保持・人格の尊重・権利利益の擁護等の人権意識の醸成
- ・看取りケアの強化と協力医療機関との連携
- ・待機者の確保と稼働率安定への取り組み
- ・採用活動の強化と離職防止の取り組み  
(心理的安全性の高い職場創りとワークライフバランス)
- ・ICT活用を含む生産性の向上と業務効率化

### 3. 事業計画

#### 1) ユニットケアの質の向上と看取りケアの強化

ユニットケアの質の向上のため、『暮らしの継続』『入居した日から看取り』を念頭に、「その人らしさアンケート(望む生活)」「24時間シート」を活用し、ご利用者が自律(自分で決める)した生活が安心して送れるよう支援する。また、重度認知症及び精神疾患・終末期(看取り)を向かえるご利用者などに対し“寄り添うケア”“心地良い空間創り”を提供すると共に、近隣外出(ご家族への参加協力含む)、地産地消による手作りの食事やおやつの提供、季節の行事や装飾、ユニット独自の行事を提供することで、ご利用者・ご家族等の満足度(桧原苑に入居できて良かった)を高めていく。

#### 2) 権利擁護(虐待防止・不適切ケアの取組み)と事故防止

虐待防止・不適切ケア防止への取組みとして、①虐待の芽チェックリスト(入所施設版)による自己点検、②桧原苑不適切ケアチェックリストによる自己点検を定期的に行い、虐待防止・不適切ケアの改善を図る。また職員研修(交流含む)を通じて、相談し合える風土を構築し、“個人として尊重するケア”を提供し、権利が保障される施設創りを目指す。

過去に起きた事故を忘れることなく、日常行われている人員確認や施錠の確認は徹底していく。また、建物の内外を定期的に巡回し、危険箇所の有無を確認、安全な環境を維持していく。その他、事故を未然に防ぐため、常にご利用者の状態の把握に努め、それに基づいた施設サービス計画の見直しとケアの周知徹底を図っていく。「ヒヤリハット」や「事故」が発生した場合は、原因分析及び再発防止に向けた取組みを迅速に行う。また定期的に事故を分析し、結果は全職員が共有し事故防止に努めていく。

#### 3) 経営の安定

低所得者や地域の方が容易に入居いただけるよう、当施設では減収となるものの利用者負担額軽減制度を積極的に取り入れている。従って経営の安定のために稼働率は常に100%を目指し、新たな待機者確保・退居から入居までの期間短縮・空床ベッドの活用・介護報酬(新加算算定)の検討・適正な要介護度に向けた取組みを課題として挙げ、令和6年度取り組んでいく。コスト面においては、生産性の向上に留意すると共に職員全員が「自分の施設」として経営を意識し、光熱水費・物品の取り扱い(破損・故障)・残業を含むコストとしての時間(人件費)など、職員全体で削減に取り組んでいく。

#### 4) 働きやすい職場環境創り

職員採用及び定着は、経営安定に欠かせない大きな課題であるため、様々な採用媒体の活用やホームページ(SNS※1活用含む)による広報活動、働きながら子育てが出来る保育事業、外国人採用を行っていく。また、離職に繋がる人間関係の要因を踏まえ「心理的安全性の高い職場」を構築するため、新たな職員面接の

仕組みを検討すると共に、その人に合った伝え方・カウンセリング技法を広めていく。他職種協同連携も重要な要素となるため、互いの「専門性・役割・責任」を理解しながら、更なる連携強化（巻き込む・繋がる・助け合う）と共に、専門性の違いによる価値観の多様性を念頭に、職員個々の遣り甲斐に繋げていく。

#### 5) 施設サービス計画の充実

施設には、施設サービス計画・個別機能訓練計画・栄養ケア計画・看取りケア計画・経口維持計画などがあり、それぞれ専門職が作成する。それらの計画書は、ご利用者の自律（権利擁護含む）・残存機能の維持・生活の質の向上を目的とし、担当者会議やミニカンファの場を通じて、「根拠」と「結論」をセットで解りやすい内容（納得感を得る）とし、ケアを提供している。提供したサービスの満足度評価とは別に、科学的介護情報システム（LIFE）※2による分析（フィードバック）を受けることで客観的な評価を受け、各種サービス計画を見直していく。今後もご利用者・ご家族の意向・要望・顧客満足度を伺い、『暮らしの継続』『その人の望む生活』を盛り込んだ各種サービス計画の充実とケアの標準化を図っていく。

#### 6) 自ら考えて行動できる人財育成

役職や職種によって「役割・責任・権限」は異なる。また、経験値によって専門性だけでなくマネジメント能力等が求められる。組織人としてこれらのことを意識し、「報告・連絡・相談」を行うと共に、組織人としてP（Plan）・D（Do）・C（Check）・A（Action）サイクル※3の大切さを職員それぞれが認識する必要がある。令和6年度は、階層別研修（課題解決型グループワーク）を活用し、課題を「短期課題」「中長期課題」と「影響の輪」「関心の輪」の4つの視点で整理し考える場を設けていくと共に、ファシリテーター（※P44参照）を育成する。また職域を越えた話し合いの場（協調的交渉）を積極的に設けることで、「自ら考える力・実行できる行動力」を身につけていく。合わせて人事考課制度及び業務管理シートの活用、人事考課面接（年2回）や相談しやすい風土創りを通じて、職員のモチベーション向上に努めていく。

#### 7) 生産性向上と業務の標準化及び効率化

生産性の向上の視点で安定した経営を図るため、「介護ロボット・ICT※4等の活用による質の確保」「時間(コスト)」の使い方に着目した業務負担軽減への取組みにより「ムリ・ムダ・ムラ」が無いかを検証し、各自の業務改善に努めていく。また、特定の職員しかできない業務や職員によってサービスの質にばらつきがあるといった問題点を解消するためにも、業務の標準化（業務の見える化・マニュアルの徹底）に努めていく。このことは、ご利用者の安全及び安心、職員の確保や定着、業務の効率化にも繋がっていく。



## 8) 職員の資質向上と資格取得に向けた取り組み

介護福祉士・介護支援専門員の受験資格のある職員には、積極的に資格取得を支援していく。また、キャリア段位制度※5（アセッサー・レベル認定者増）の取り組みを継続し、職員のレベルアップとモチベーション向上に努めていく。その他、人財育成を踏まえた外部研修の積極的な参加やたん吸引等の認定証未取得者に対しては、たん吸引等実施研修に参加し、資格取得を目指す。無資格の介護職員に対しては、認知症基礎研修の受講を支援し、専門性の向上に努める。

## 9) 施設環境整備

建物や付属設備、備品や車両等については、定期的に点検を実施し、安心・安全・安住に繋がられるよう、必要な修繕や備品の整備も行っていく。また、5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）についても職員全員が係わり、清潔感のある施設を維持していく。このことは、施設見学を通じて新規職員採用や入居申込者の増加に繋がると同時に、感染症予防にも繋がるのでしっかりと取り組んでいく。

## 10) 感染症や災害対策（BCP：事業継続計画）

介護施設では業務を止めるわけにはいかない。業務を継続するためにも、感染症や災害への対応強化が求められており、次のとおり対策を実施する。

感染症対策強化については、感染症対策委員会を中心に感染症マニュアル及び既存の感染症や食中毒の蔓延防止指針の見直しを随時行い、研修の実施や感染防止訓練を行っていく。災害対策強化については、防災委員会を中心に大震災・水害・雪害・感染症・不審者等に対応できるよう、BCP（事業継続計画）を見直し、精度を上げたものにしていくと共に、研修や防災等訓練を行っていく。

その他、火災マニュアルに沿った消防訓練を定期的実施し、有事の際には職員全員が対応できるよう努め、ご利用者が安心・安全・安住できるよう取り組んでいく。また、笹野自治会との相互応援協定を踏まえた合同の防災訓練を実施することで地域との協力関係を深めていく。

## 11) 檜原村（行政・地域）との連携

地域包括ケアの構築に向けて、桧原苑は地域の中核となるべく社会福祉事業を行っていく。そのために檜原村の地域福祉計画・介護保険事業計画等を基に、住民が地域で安心して暮らせるよう、檜原村（行政・地域）や福祉関係機関と連携を図っていく。また、村内の社会福祉法人5法人による連絡会においても地域ニーズの把握に努め、行政サービスの狭間の支援を模索していく。令和6年度は、この取り組みの一環として、買い物支援や通所介護及び配食弁当等を行っていく。その他、施設の理解を深めていただくため、地域の住民や老人会・保育園児・小中学校の生徒等を招き交流を行っていく。また、地域住民や老人会の方々には、交流会の機会に介護保険制度やサービスの活用方法についての説明や意見交換等を行い、ニーズの把握に努め、地域に根ざした施設として貢献していく。同時に地域との連携の一環として、食材の地産地消の取り組みも引き続き実施していく。

## 12) 第三者評価の受審

施設はご利用者及びご家族等に対し、より質の高い福祉サービスを提供しなければならない。そのために第三者評価を受審し、ご利用者ご家族へのアンケートの内容や、施設の事業経営状況等を客観的・専門的な観点から評価を受け明らかになった課題は真摯に受け止め、改善を図り、サービスの質の向上に結びつけていく。

## 13) 在宅福祉

### (短期入所生活介護)

要支援及び要介護者が、住み慣れた地域で生活を続けていくためには、ご本人・介護者の負担を軽減していくことが大切である。当施設の2床は短期入所生活介護事業専用となっているため、地域の社会資源として担う役割は大きい。引き続き、居宅介護支援事業所や保険者と連携を図り、短期入所生活介護事業を行っていく。また、『障害者短期入所サービス』の指定を活かし、高齢者のみならず障害者の受け入れも行っていく。

今後も、在宅高齢者や障害者の虐待ケースについては積極的に受け入れ、社会福祉法人としての重要な役割を果たしていく。

### (居宅介護支援)

地域包括ケアシステム構築にあたり、居宅介護支援事業所は、介護を必要とする高齢者（介護予防を含む）が、可能な限り在宅で「安心・安全な日常生活」が送れるように、保険者、檜原村地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域医療機関、各種サービス機関との連絡・連携を密に行い、居宅サービス計画の作成に努めていく。また、地域の高齢者世帯を常に把握し、必要な情報提供を行い、状況に応じて契約者以外の地域の高齢者に対しても、定期的に安否確認を目的とした訪問を行い、地域福祉に貢献するよう努めていく。

## 【文中解説】

- ※1 SNS：Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略称。インターネットで社会的なネットワークを作るサービスで、「X」「YouTube」など様々な種類がある。
- ※2 科学的介護情報システム（LIFE）：介護サービス利用者の状態や、介護施設・事業所で行っているケアの計画・内容などを一定の様式で入力すると、インターネットを通じて厚生労働省へ送信され、入力内容が分析されて、当該施設等にフィードバックされる情報システムのこと。
- ※3 PDCAサイクル：Plan（計画）、Do（実行）、Check（測定・評価）、Action（対策・改善）の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念のこと。
- ※4 ICT（情報通信技術）：PCだけでなくスマートフォンなど、さまざまな形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称で、コミュニケーションツールとして活用するもの。
- ※5 キャリア段位制度：介護キャリア段位制度は、介護職員の資質の向上を図る人材育成プログラムの1つ。アセッサー（評価者）が標準化された基準のもとで、個々の介護職員の実践的なスキルを評価・レベルを認定し、それを効果的なOJTなどにつなげていく仕組みのこと。

## 特別養護老人ホーム 檜原苑 建物概要

### 1) 施設種別及び定員

- ・特別養護老人ホーム（ユニット型 防災拠点型地域交流スペースも整備）
- ・定員 120 名（10 ユニット：入居定員 118 名・併設ショートステイ 2 名）

### 2) 建設所在地及び規模

- ・所在地：東京都西多摩郡檜原村 5650 番 8（笹野地区）
- ・土地面積：6,026.06 m<sup>2</sup>（1,822.88 坪）
- ・構造：鉄筋コンクリート造
- ・階数：地上 4 階建
- ・建物高さ：14.57 m
- ・建築面積：2,434.76 m<sup>2</sup>
- ・延床面積：7,553.50 m<sup>2</sup>  
6,304.26 m<sup>2</sup> ※駐車場面積除く

### 3) その他の規模

- ・防災拠点型地域交流スペース : 213.48 m<sup>2</sup>
- ・個室 : 12.00 m<sup>2</sup>
- ・共同生活室 : 60.00 m<sup>2</sup>
- ・サブリビング : 9.00 m<sup>2</sup>
- ・個浴室 : 9.00 m<sup>2</sup>
- ・2 階多目的室 : 19.18 m<sup>2</sup>
- ・3 階 4 階多目的室 : 30.00 m<sup>2</sup>
- ・2 階機械浴室 : 24.00 m<sup>2</sup>
- ・3 階機械浴室 : 30.00 m<sup>2</sup>
- ・4 階機械浴室 : 18.00 m<sup>2</sup>
- ・一般浴室 : 20.00 m<sup>2</sup>